

インターネット取引による 投資被害とその救済

弁護士 住田 浩史

第1 インターネット取引口座数の増加

わが国における投資取引のうち、インターネットを利用する取引(以下「インターネット取引」という。)は、年々拡大し続けている。

金融商品取引についていえば、日本証券業協会の調査¹によれば、インターネット取引は、平成29年9月時点では260社中72社で取扱があり、また、顧客口座数は、平成17年9月末の791万口座に比して、平成29年9月末は2380万口座と、約3倍に増加している。また、インターネット取引口座保有者は、年代別有残高口座数では、30歳未満が120万口座であるのに対し、60歳代が347万口座と最も多く、さらに70歳代以上を含めれば全体の42.2%を占める結果となっている。

また、商品デリバティブ取引においては、さらにインターネット取引化の傾向が著しい。経産省及び農水省の調査²によれば、平成29年年初時点の国内商品市場取引口座のうち76.7%が、また外国商品市場取引の100%が、店頭商品デリバティブ取引の99.7%が、インターネット取引口座である。インターネットの利用率が高い若年層が今後これらの取引を行うことが考えられ、この傾向は今後も継続するものと思われる。

さて、これまで、投資取引被害は、証券会社ないし先物業者の外務員との対面取引を念頭において議論されてきた。本稿では、インターネット取引においてもこれがあてはまるのかどうかについて考察する。

第2 インターネット取引と対面取引の異同

まず、インターネット取引といっても、本質的に、対面取引と異なることが行われているわけではないことに注意を要する。市場取引であれば、①受託者を通じて買付・仕切等の注文を出し、②取引が成立することになるし、証拠金取引であれば、これに③受託者に証拠金を預託・返還請求する、というフローが加わる。違いは、対面取引は、①③について、外務員との電話や面談のやりとりで行うのに対し、インターネット取引は、電子機器の操作によって行うこととなるだけである。

そして、当然のことながら、これに対する外務員の

「勧誘」は、対面取引であっても、インターネット取引であっても、行われる可能性がある。例えば、外務員が対面で勧誘を行い、顧客がインターネット取引により注文をする、ということは当然あり得るわけである。

第3 インターネット取引による投資被害とその救済

1 日本証券業協会の自主規制の状況

しかしながら、従前は、そのような当たり前のことも確認されていなかった。すなわち、自発的な発注が行われるインターネット取引においては、外務員による「勧誘」がないため、違法・不当勧誘の問題は存在しない、との見解も存していたのである。

しかしながら、日本証券業協会は、平成26年6月17日、このような見解には「検討の余地がある」旨の協会の意見を受けて、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を設置して検討を行い、同年12月16日、中間報告書³を公表した。

同懇談会は、平成25年12月16日施行の「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」(以下「高齢顧客ガイドライン」という。)の運用の明確化を目的としているものであるが、もちろん、この「勧誘」についての考え方は、高齢顧客のみに留まるものではなく、一般の顧客全てに敷衍することができるものである。

そして、この懇談会のもと具体的に検討を行った「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」は、平成28年4月22日、①外務員が「勧誘」を行った後、顧客がインターネット取引を行う場合には、高齢顧客ガイドラインのいう「勧誘」にあたることと、「勧誘」の潜脱行為がないかどうかモニタリングすること、②ウェブサイト上の表示は現時点で「勧誘」には該当しているものはないが今後、新たな表示があれば「勧誘」該当性を検討すること、と一応の整理をした⁴。

このうち、①は、「インターネット取引でも『勧誘』によって取引することはあり得る」(そして、インターネット取引であることによってその勧誘の問題が治癒することはない。)という当然の事実を確認したに過ぎない。なお、潜脱行為のモニタリング態勢は重要である。また、②は、表示も勧誘に該当する可能性があることを前提としており、最判平成29年1月24日民集71巻1号1頁⁵に照らして妥当であり、いわゆるターゲティング広告などは、顧客の誘引性

が強く、今後とも注視しておくべきであると思われる。

ともかく、インターネット取引においても、業者の「勧誘」があり得る、そして、その「勧誘」が違法不当なものであれば、当然それは投資被害と呼ぶことができる、ということは、日本証券業協会の整理においても異論がないところである⁶。

2 被害の救済

上記のとおり、インターネット取引においても、その被害救済の手法は、対面取引におけるそれと、特段、変わるところはない、ということとなる。

とくに、下記の3点について述べておく。

(1) 「インターネット取引において留意すべき事項について」(ガイドライン)

日本証券業協会は、インターネット取引についてガイドライン⁷を定めており、

「ホームページにおいて、アナリスト・レポート等を表示する場合には、当該表示が、特定銘柄の一律集中的推奨に該当しないよう留意する必要がある。」

「ホームページに誤表示がある場合には、誤認勧誘等に該当し、証券事故となる可能性があることに留意する必要がある。」

などとウェブサイトの表示について留意すべきであるとしており、参考になる。

(2) 金融検査マニュアル

また、金融商品取引業者向けの検査マニュアル⁸にも、「電子取引」という項目が設けられており、「電子取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。」などの検査項目が定められており、参考になる。

(3) 勧誘の立証の必要性

インターネット取引の場合は、勧誘自体を立証することが、対面取引に比べて容易ではないケースが多くなると思われる。建前としては、インターネット取引において「勧誘」は行わないとしているが、実際にはこれを潜脱して「勧誘」を行っている業者も存在する。

よって、この種の事件においては、受任後早期に、業者の外務員日誌や電話記録等の証拠を確保するため、証拠保全手続を行う必要性が高い。

第4 インターネット取引による投資被害の裁判例

東京地判平成29年8月9日先物取引裁判例集71巻1頁

は、顧客の行った「くりっく株365」(取引所CFD取引)につき、外務員の説明義務違反及び断定的判断の提供を認定し、業者の不法行為責任を認めた。

違法性を認めたポイントとして、①飛び込み営業により1時間程度の説明を受けた程度では、証拠金取引の経験がない顧客に、仕組みやリスクにつき十分に理解させるだけの説明がなされたとは容易に考え難い、②ガイドブック等契約に必要な書面が交付されていたとしても、直ちにそこに記載された内容が説明されたことにはならない、③業者コンプライアンス部による確認の電話の対応についても、問いかけに対して簡単な返答をすることがほとんどであったこと等から、説明義務違反及び断定的判断の提供の違法を認定した上、④その後の取引についてもなおその違法が継続していると認定している。

また、業者は、インターネット取引であるから対面型取引とは異なると主張したが、判決はこれを採用せず、深夜にインターネットにより行われた取引があり、仮に取引に顧客自身の考えが反映されたものがあつたとしても、断定的判断の提供は許容されないとし、その余の違法(適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、一任売買、無意味な特定売買)について判断するまでもなく一連一体の不法行為が成立するとした(ただし、過失相殺3割)。

過失相殺については合理的な理由があるかどうか疑問があるものの、インターネット取引と対面型取引を本質的に異なるものとみずに、勧誘の違法を認めた点は正当なものとして評価することができる。

- 1 日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果(平成29年9月末)について」、平成29年12月1日
<http://www.jsda.or.jp/shiryo/content/netcyou2017.9.pdf>
- 2 農林水産省食糧産業局食品流通課商品取引室・経済産業省商務情報政策局商取引監督課「平成28年度『商品先物取引に関する委託者等の実態調査』報告書」、平成29年6月
<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/pdf/h28jittaityousahoukokusyo.pdf>
- 3 日本証券業協会「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書、平成26年12月16日
http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/net_kondankai/netkon_chuukanhoukokusyo.pdf
最終報告書は、本稿脱稿(平成30年2月)時点では、未だ出されていないものと思われる。
- 4 日本証券業協会「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第38回)資料2-2、平成28年4月22日
<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/16051802.pdf>
- 5 なお、この最高裁判決の詳細は、志部淳之介弁護士(当時)の論考「クロレラチラシ差止め訴訟、最高裁判決の意義と射程」(Oike Library No.45 43頁)を参照されたい。
- 6 インターネット取引における「勧誘」をどうとらえるか、につ

いては、とくに適合性原則との関係で非常に興味深いところがあるが、本稿のテーマからは若干はずれ、また、紙面の都合上もあつて割愛させていただく。

なお、この点については、倉重八千代「インターネット取引における適合性原則・説明義務と私法上の責任（高齢者の金融商品取引を中心に）」（明治学院大学法律科学研究所、平成24年7月）が、非常に詳しい分析であり参考となる。

- 7 日本証券業協会「インターネット取引において留意すべき事項について」（ガイドライン）、平成17年12月
- 8 証券取引等監視委員会「金融商品取引業者等検査マニュアル」、平成27年4月